

相続預金手続き

ケース別

必要書類&注意点

第11回の
ケース

八木 正宣

税理士法人 SBL 代表社員・税理士・行政書士・CFP®
会計事務所等での勤務を経て平成16年税理士事務所開設。企業支援と相続関連業務に強み。

相続人が行方不明という場合に
準備いただく書類と注意点は?



— 一部の相続人が行方不明のとき、遺産分割手続きは「失踪宣告」「不在者財産管理人の選任」の2つの方法が進めます。

1つ目の失踪宣告は、行方不明者の失踪から7年以上経っていた場合に、家庭裁判所に申し立てることで行われます。失踪宣告がなされた場合には、失踪から7年を経過した日に死亡したとみなされ、行方不明者の戸籍謄本には失踪宣告に関する事項が記載されます。相続に関する権利関係は、行方不明者が死亡したとみなされる日が被相続人の死亡前か死亡後かによって、次のようになります。

①被相続人の相続発生前

行方不明者に子がいる場合は、その子が行方不明者の代襲相続人として遺産分割協議に参加します。行方不明者に子がいなければ、行方不明者以外で遺産分割協

議を行います。

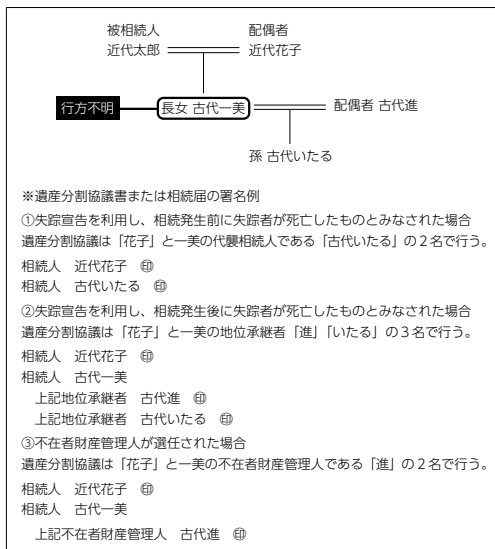
②被相続人の相続発生前

行方不明者が被相続人の相続発生時点で相続権のあるまま死亡している形となり、行方不明者の法定相続人が地位承継者として遺産分割協議に参加して手続きをします。

もし、失踪宣告を受けた人が生存していた場合は、家庭裁判所に申し立てることで失踪宣告が取り消されます。この場合、すでに行われた遺産分割協議がやり直しとなる可能性があります。失踪宣告に至った原因や現在の状況等を確認し、注意を払いましょう。

また、被相続人の相続手続きと

●相続人が行方不明時の相続関係



併せて、行方不明者の相続手続きが必要になることがあるので、当事者に確認しておきましょう。

7年未満の行方不明者には
不在者財産管理人を選任する

2つ目は、家庭裁判所に申し立てて「不在者財産管理人」を選任し、不在者に代わって遺産分割協議に参加させる方法です。失踪宣

告対象外の7年未満の行方不明者がいる場合などに利用されます。

不在者財産管理人は、行方不明者の財産の維持管理を目的に選任され、遺産分割協議はそれに含まれていません。不在者財産管理人が遺産分割協議に参加するためには、さらに家庭裁判所に「不在者財産管理人の権限外行為」の許可を取る必要があります。

不在者財産管理人の選任・不在者財産管理人の権限外行為の許可のいずれも、添付資料として遺産分割協議書(案)を提出します。その遺産分割協議書(案)において不在者の取得分が法定相続分以上でないと、家庭裁判所に認めてもらえません。

相続預金の名義変更手続きでは、不在者財産管理人の選任・不在者財産管理人の権限外行為の許可の審判書の謄本を求め、添付された遺産分割協議書(案)のとり名義変更されるかどうか確認しましょう。仮にその内容が不在者に不利な場合には、不在者財産管理人に経緯を確認します。

88

図表 相続人が行方不明の場合に用意いただく書類一覧



①相続届

預金の相続人に記入・実印を押印してもらう

❗ 預金残高欄はトラブル防止のため金融機関側で記入する取扱いもある

②遺産分割協議書

協議書に署名押印が必要な人を確認する

❗ 不在者財産管理人が関与する場合、審判書謄本に添付された遺産分割協議書(案)に従っているか確認

③出生から死亡までの連続した被相続人の戸籍謄本等

本籍地の市区町村役場で取得(戸籍全部事項証明書=1通450円~、除籍謄本=750円~)

❗ 「被相続人の本籍地がわからない…」というお客様には、死亡時点での住所地の市区町村役場で本籍地入りの住民票を発行してもらい、その本籍地を参照してもらう

郵送で取得可能(発行手数料は、郵便局の定額小為替で支払う)

④すべての相続人の現在の戸籍謄本等 →上記③参照

失踪宣告が出された場合には、戸籍に「失踪宣告」の記載があるかどうか確認する

⑤印鑑証明書(②で確認した署名押印が必要な人の分)

住所地の市町村役場等にて取得してもらう

マイナンバーカードを用いてコンビニで発行できる自治体もある

❗ 「実印を作っていない…」というお客様には、役場で印鑑の登録をしてもらう

⑥審判書謄本(不在者財産管理人を選任する場合)

家庭裁判所にて交付される

審判書に確定表示がなければ審判確定証明書が必要

❗ 審判確定証明書は申請しなければ交付されない。

発行手数料150円は、収入印紙で支払う

⑦相続預金の通帳・キャッシュカード

❗ 貸金庫取引がある場合にはその鍵など、お客様の状況に応じて案内する

❗ 通帳や証書等が見つからない場合は喪失届などの提出を求める

サンプル 不在者財産管理人権限外行為許可審判書謄本

令和3年(家)第333号
審判
住 所 千葉県市川市市川1丁目1番1号
申立人(不在者財産管理人) 古代 進
住 所 千葉県松戸市(以下不詳)
不在者 古代 一美
~割愛~
主 文
申立人(不在者財産管理人)が、被相続人 近代太郎の遺産につき、別紙遺産分割協議書(案)のとおり共同相続人と遺産分割協議をすることを許可する。
令和3年12月12日
千葉県家庭裁判所 家事審判官 世代 公平 印
これは謄本である
同日同庁裁判所書記官 東城 記 印